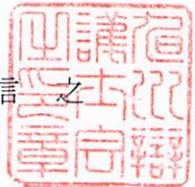


# 司法過疎解消に向けた取組として名寄市に日本司法支援センターの司法過疎地域事務所等の公設事務所の設置を求める会長声明

2025年3月17日

旭川弁護士会 会長 大 簿 信



## 1 名寄支部の弁護士過疎・偏在問題の経緯

旭川地方裁判所名寄支部・旭川家庭裁判所名寄支部（以下あわせて単に「名寄支部」という。）管内は、2004（平成16）年まで長く弁護士ゼロ時代が続いていたが、名寄市の陳情により同年に名寄ひまわり基金法律事務所が設置され、弁護士ゼロは解消した。

2010（平成22）年に、弁護士法人の支店事務所が名寄市、士別市にそれぞれ設置されたことにより、名寄支部の弁護士ゼロワン問題は解消した。さらに、2016（平成28）年にオホーツク枝幸ひまわり基金法律事務所が設立され、その段階で名寄支部の弁護士数は4名に達した。

名寄ひまわり基金法律事務所の赴任弁護士は、民事法律扶助・国選弁護などの公的な活動を行い、かつ弁護士と縁遠かった住民に対するアクセス障害解消を旨として活動し、弁護士過疎・偏在解消のため尽力した。

特に高齢者・障がい者支援の分野においては、2018（平成30）年1月に設立された名寄市成年後見センターの設立の一翼を担うとともに、成年後見分野における各種啓発活動や地域包括支援センターとの連携体制の構築に尽力するなど、弁護士過疎・偏在解消のため大きな実績を残した。

また当会主催の巡回無料法律相談の実施、枝幸町や浜頓別町での無料法律相談の新設など、弁護士過疎・偏在地域における地域住民の法律相談に対するアクセス障害の解消にも大きな実績を残した。

それにも関わらず、名寄ひまわり基金法律事務所は、後任者不在により、2024（令和6）年7月31日をもってやむを得ず廃止に至った。また士別市の法律事務所も同年10月1日から弁護士非常駐の事務所となつことにより、弁護士が常駐する法律事務所は名寄市に1か所、枝幸町に1か所のみとなつた。

## 2 名寄支部の現況

2024（令和6）年の名寄支部の管内人口は約6万5000人、うち名寄簡易裁判所管内の人口は約5万5000人、中頓別簡易裁判所管内の人口は約1万人であり、これは当会管内に存在する裁判所支部の中で最大の人口である。また、事件数においても、ここ数年間、旭川地方裁判所名寄支部の民事訴訟件数は年20件前後、刑事通常第1審件数は15件前後でそれぞれ推移している。また、前記した成年後見関係の啓発活動のため、ここ3年間の旭川家庭裁判所名寄支部における成年後見等開始審判の件数は、年35件前後で推移していく、内一定数は弁護士が成年後見人等として選任されることからも、弁護士に対する住民の需要が高いことが認められる。

これに対し、弁護士が常駐する法律事務所は名寄市に1か所、枝幸町に1か所で、他は士別市に非常駐事務所があるのみである。日本弁護士連合会弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則第2条は、地方裁判所支部管轄地域に所在する弁護士が3以下のものを第1種弁護士過疎地域に該当するとしているが、これには非常駐事務所を含まないので名寄支部は第1種弁護士過疎地域に該当する。

また、名寄簡易裁判所管内と中頓別簡易裁判所管内とでは経済地域が異なり、交通手段も少ないため、名寄簡易裁判所管内の住民は枝幸町の弁護士に相談しようとは通常は考えない。そのため、名寄簡易裁判所管内の約5万5000人の住民が管内で実質的に依頼可能なのは名寄市の弁護士と士別市の非常駐事務所のみとなり、選択肢は著しく狭められている。そのため名寄ひまわり基金法律事務所が閉鎖したことにより、利益相反などでもう一か所の名寄市の法律事務所に依頼できず、かつ士別市の弁護士が対応できない場合、名寄市から約80km離れた旭川市の弁護士への相談を強いられることになる。実際、名寄ひまわり基金法律事務所の閉鎖後、名寄市の住民が旭川市の弁護士に相談依頼をすることが増えてきている。しかし、このような状態は、住民の立場から見ると、法律相談のハードルが従前と比べて著しく高くなっていると評価できる。特に移動手段に乏しい高齢者、無資力者にとってはその不利益が顕著である。

また日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）においても、民事法律扶助・国選弁護とも、旭川市の弁護士が担当する案件が多くなっている。その他、裁判所推薦にかかる成年後見人や相続財産清算人、特別代理人等も旭川市の弁護士を推薦せざるを得ない状況が継続している。

かかる状況は弁護士ワン地域であった2004（平成16）年頃と大差なく、実質的に弁護士ワン地域になっていると評価して差し支えない。そのため、ひまわり基金法律事務所があった頃と比べて、弁護士過疎・偏在対策は著しく後退したことになり、当会としては強い遺憾の意を持っている。

なお近時のIT化の進行に伴い、Web会議システムを利用して東京など遠方から法律相談を行う法律事務所が散見されるようになったが、少子高齢化が進む名寄支部においてIT技術に習熟している住民は少数であり、司法アクセス障害を解消する効果的な手段とはなっていない。Webを活用した法律相談等が可能であったとしても、本格的に委任を受けて事件処理をすることは困難で、結局地元の弁護士に対応を依頼するという事例も多々見受けられることから、これをもって住民の需要に応えているとは考えられない。

### 3 名寄支部における弁護士過疎・偏在対策の必要性

北海道弁護士会連合会は、2024（令和6）年7月26日、北海道内の弁護士過疎・偏在問題がまだ解決されていないことを再確認し、北海道に住む全ての住民が漏れなく法的サービスの提供を受けられ得るよう将来にわたって弁護士過疎・偏在対策に尽力することを全会一致で決議し、当会も当然これに賛成している。

しかし上記のとおり、名寄支部における弁護士過疎・偏在問題は、未だ解決し

ていないどころか、名寄ひまわり基金法律事務所の閉鎖に伴い、著しく後退するに至っている。よって、当会としては、速やかに名寄支部における弁護士過疎・偏在問題に取り組む必要がある。

#### 4 公設事務所の設置について

従前、名寄市には2か所の法律事務所があったこと、名寄支部の人口や名寄ひまわり基金法律事務所の実績から相応の法律相談に対する需要があること、特に高齢者・障がい者支援の分野における啓発活動を積極的に行って來た実績があるので同分野に関する事件需要が見込ること、刑事分野においても名寄警察署に留置施設があり被疑者国選弁護などにおいて弁護士が常駐する必要が認められること、成年後見人・相続財産清算人等の裁判所選任案件の受任者としての需要も存在することからすれば、名寄支部の弁護士過疎・偏在対策を考えるには弁護士常駐の法律事務所の誘致が必要不可欠である。

また、名寄支部に常駐する弁護士に求められる業務は扶助・国選・成年後見等の担い手・医療、福祉機関との連携活動であることに鑑みれば、ひまわり基金法律事務所の再誘致が唯一の方策ではなく、法テラス司法過疎地域事務所（総合法律支援法第30条第1項第7号、いわゆる7号事務所）の設置も選択肢に含まれる。当会としても、令和6年度第2回定期総会において名寄への7号事務所誘致を協議し、反対意見はなかった一方、7号事務所誘致に賛成するとの積極意見が会員から示されている。また、法テラス旭川も当会と同様の意見を法テラス本部に伝えている。

そこで当会としては、名寄支部の弁護士過疎・偏在問題をできる限り早期に解消するため、名寄市に法テラスの司法過疎地域事務所を設置するよう日本弁護士連合会及び法テラス本部に強く求める次第である。

#### 5 弁護士過疎・偏在問題の暫定的対策について

当会としても、公設事務所の設置には相応の期間を要することから、即時に公設事務所を設置することが困難であるのは理解できるところである。一方、名寄支部において、司法アクセス障害に直面している住民を放置することは当会の基本的な姿勢（上記3）に反する。

そのため名寄支部に公設事務所が設置されるまでの間の暫定的対策として、法律相談会など住民の司法アクセスが容易となる企画を考え、これに適切な予算措置を講じることで暫定的な弁護士過疎・偏在対策を行う。

なお、当会には、名寄支部の他、稚内支部・紋別支部・留萌支部と弁護士過疎・偏在対策を取るべき地域が複数あり、それぞれ公設事務所が設置されているところ、各支部に設置された公設事務所が名寄ひまわり基金法律事務所と同様に後任者を確保できない等により廃止された場合、名寄支部の現況と同じ事態が生じかねない。そこで、当会としては、引き続き現在支部に設置された公設事務所の支援、特に公設事務所の後任者確保のため最大限の支援を惜しまないものである。

以上